

公益社団法人 日本気象学会北海道支部規約

| | |
|-----------------|------|
| S 3 2 . 7 . 1 1 | 制 定 |
| S 4 0 . 8 . 7 | 一部改正 |
| S 4 5 . 6 . 2 4 | 一部改正 |
| S 5 3 . 5 . 3 0 | 一部改正 |
| S 6 2 . 6 . 1 0 | 一部改正 |
| H 2 . 6 . 1 9 | 一部改正 |
| H 5 . 6 . 1 1 | 一部改正 |
| H 2 5 . 6 . 2 4 | 一部改正 |

- 第 一 条 本支部は公益社団法人日本気象学会北海道支部という。
- 第 二 条 本支部は事務局を札幌市中央区北 2 条西 1 8 丁目札幌管区気象台内におく。
- 第 三 条 本支部は北海道に在住するすべての日本気象学会会員によって構成される。
- 第 四 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行なうが、特に支部会員の研究の奨励推進並びに相互の連絡につとめることを目的とする。
- 第 五 条 本支部は前条の目的を達成するため講演会並びに学術的会合の開催その他本支部の目的にかなうと思われる事業を行なう。
- 第 六 条 本支部の事業年度は 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 七 条 本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議によって別に定める。支部理事会は支部の理事および当支部に籍をおく全国理事によって構成される。
- 第 八 条 本支部に次の役員をおく。
理 事 3 名（内支部長 1 名、常任理事 1 名）
会計監査 1 名
幹 事 4 名以上（内幹事長 1 名）
- 第 九 条 理事および会計監査は支部会員の互選によって定める。
- 第 十 条 支部長および常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 十 一 条 幹事長および幹事は支部長の指名による。
- 第 十 二 条 支部長は本支部を代表して会務を総理する。支部長に事故ある時は、常任理事がその職務を代行する。
- 第 十 三 条 理事は本支部の会務を統括する。その統括に基づき、幹事は本支部の会務を実施し、幹事長がそれを主導する。会計監査は本支部の会計を監査する。なお、理事は幹事長を兼務することができる。
- 第 十 四 条 役員任期は 2 年とする。但し重任は妨げない。理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその責務を行なう。
- 第 十 五 条 総会の開催、議決等は日本気象学会定款に準じて行なう。
- 第 十 六 条 本支部は第四条の目的を達成するため支部機関誌「細氷」を電子媒体により発行する。前条の総会の議事の要項および議決した事項は、同機関誌等により支部会員に通知する。

北海道支部役員選挙規則

- 第 一 条 理事および会計監査選挙の投票日は理事会で決定する。
- 第 二 条 支部長は投票締切日の 1 5 日前までに投票用紙および支部会員名簿を会員に配布し周知を図るものとする。
- 第 三 条 投票は無記名、文書投票とし理事は定数内の連記とし、会計監査は単記とする。
- 第 四 条 有効投票により投票の多い順に当選とする。投票数が同じものが 2 名以上出た場合

は年長順とする。

第 五 条 理事および会計監査に欠員を生じた場合は、理事会の推薦によって補充する。

第 六 条 開票は常任理事立会のもとに行なう。

第 七 条 開票の結果は理事会に報告し、「細氷」または「天気」に掲載する。